

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	関西防災・減災プラン (総 則 編) (地震・津波災害対策編)  令和6年3月改訂 (令和4年3月改訂) (令和2年3月改訂) (平成29年11月改訂) (平成24年3月策定) 関西広域連合 広域防災局	関西防災・減災プラン (総 則 編) (地震・津波災害対策編)  <u>令和 年 月改訂</u> <u>(令和6年3月改訂)</u> (令和4年3月改訂) (令和2年3月改訂) (平成29年11月改訂) (平成24年3月策定) 関西広域連合 広域防災局	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
2	3 策定方針 本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。 (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン 関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、<u>鳥取県中部地震</u>等の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。 (2)～(3) (略) 4 計画の見直し 本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。 ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。 なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。 また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。	3 策定方針 本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。 (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン 関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、<u>令和6年能登半島地震</u>等の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。 (2)～(3) (略) 4 計画の見直し 本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。 ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。 なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。 また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。	
3	プランの特徴 (1)～(5) 略 (6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン ○ 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映 ○ カウンターパート方式による支援、<u>被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う</u>現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくりなど、東日本大震災の支援の成果と課題を反映 <u>○ 各構成府県で分担して各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣するなど、熊本地震の支援の成果と課題を反映</u>	プランの特徴 (1)～(5) 略 (6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン ○ 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映 ○ カウンターパート方式による支援、現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくり、<u>各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣</u>など、東日本大震災、<u>熊本地震、令和6年能登半島地震</u>での支援の成果と課題を反映	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
17	＜広域連合（広域防災局）の組織＞ ③～⑥ （略） (2) （略）	＜広域連合（広域防災局）の組織＞ ③～⑥ （略） (2) （略）	組織改正の反映
18	(3) （略） (4) 広域応援制度の調整主体との連携 阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」、平成30年3月に総務省の「応急対策職員派遣制度」が運用されており、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。 広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。 (略)	(3) （略） (4) 広域応援制度の調整主体との連携 阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」、平成30年3月に総務省の「応急対策職員派遣制度」が運用されており、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。 広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。 <u>また、総務省の「応急対策職員派遣制度」によらない、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。</u> (略)	アンケート結果の反映 (応援職員の派遣先の調整)
24	(1) 災害対応体制の整備 ① （略） ② 緊急派遣体制の整備 (略) ア （略） イ 現地支援本部（被災府県）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成 広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部及び被災市役所・町村役場内等に設置する市町村現地連絡所^ロの設置及び運営に関する要領を作成す	(1) 災害対応体制の整備 ① （略） ② 緊急派遣体制の整備 (略) ア （略） イ 現地支援本部（被災府県）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成 広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部及び被災市役所・町村役場内等に設置する市町村現地連絡所^ロについて、<u>連携体制や役割を明確にし</u>	アンケート結果の反映 (応援派遣制度)

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	る。 ウ （略） ③ （略）	<u>た上で</u> 、設置及び運営に関する要領を作成する。 ウ （略） ③ （略）	
25	ア～イ （略） <u>ウ</u> 基幹的防災拠点（〇次拠点）の設定 （略）	ア～イ （略） <u>ウ 新たな技術による資機材の活用</u> <u>長期断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、構成府県及び管内市町におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車輛や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。</u> <u>エ</u> 基幹的防災拠点（〇次拠点）の設定 （略）	アンケート結果の反映 （避難所運営（断水への対応））
28	<u>エ</u> 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。 ・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること ・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること ・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと ・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。 また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。 さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。 加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。 市町村は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。 構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。	<u>エ</u> 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。 ・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること ・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること ・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと ・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。 また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。 さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、 <u>避難所内の空間配置図やレイアウト図等の施設の利用計画を含む</u> 運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。 加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。 市町村は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。 構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。	防災基本計画の修正
	⑥ （略）	⑥ （略）	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
29	イ （略） ⑦ 保健医療活動体制の整備 ア 保健医療調整本部体制の整備 構成府県は、災害時の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部の体制を整備する。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。 イ 避難所等における保健医療提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。 ⑧ （略）	イ （略） ⑦ 保健医療<u>福祉</u>活動体制の整備 ア 保健医療<u>福祉</u>調整本部体制の整備 構成府県は、災害時の保健医療<u>福祉</u>活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療<u>福祉</u>調整本部の体制を整備する。 また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）<u>やDWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース</u>の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める<u>とともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。</u> イ 避難所等における保健医療<u>福祉</u>提供体制の整備 構成府県は、避難所等における保健医療<u>福祉</u>活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、<u>薬剤師、福祉専門職</u>等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。 ⑧ （略）	防災基本計画の修正 アンケート結果の反映 （DWAT との連携強化） 構成団体からの意見の反映
30	イ～ウ （略） エ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 ⑨ （略）	イ～ウ （略） エ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理 構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 <u>広域連合は、構成団体の取り組み状況を把握し、広域連合内での情報共有に努める。</u> ⑨ （略）	アンケート結果の反映 （避難所運営（二次避難））
35	③～⑥ （略） （4）孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、物資搬送<u>や住民移送について</u>民間ヘリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。 構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保に努めるとともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。 （略）	③～⑥ （略） （4）孤立集落対策の実施 広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、<u>衛星通信、衛星写真、物資搬送等における</u>民間ヘリコプター、<u>ドローンの活用等</u>に係る協定の拡大などに取り組む。 構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、<u>早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備</u>に努めるとともに、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。 （略）	防災基本計画の修正 アンケート結果の反映 （孤立地域での情報収集、道路寸断時の啓開）

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																
36	② （略） (6) （略） (7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ① 防災基盤施設の整備促進 ア 地震防災上重要な施設等の整備 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において、<u>これまで5次にわたる</u>地震防災緊急事業五箇年計画<u>が策定されてきた</u>。引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進する<u>ため、6次に向けた計画の策定を進めている</u>。 構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。 イ （略）	② （略） (6) （略） (7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ① 防災基盤施設の整備促進 ア 地震防災上重要な施設等の整備 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において<u>策定されている</u>地震防災緊急事業五箇年計画<u>に基づき</u>、引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進する。 構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。 イ （略）	時点修正																
46	Ⅲ 災害への対応 (略) ＜災害対応のタイムテーブル＞ <table><tr><th>時期</th><th>被災地等の主な対応</th><th>広域連合の対応</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>応急対応期（避難所期）</td><td> ・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入 </td></tr></table> (略)	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	(略)	(略)		応急対応期（避難所期）	・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入	Ⅲ 災害への対応 (略) ＜災害対応のタイムテーブル＞ <table><tr><th>時期</th><th>被災地等の主な対応</th><th>広域連合の対応</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>応急対応期（避難所期）</td><td> ・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入 ※避難が長期間に渡る場合も想定すること (略) </td><td>構成団体からの意見の反映</td></tr></table>	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	(略)	(略)		応急対応期（避難所期）	・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入 ※避難が長期間に渡る場合も想定すること (略)	構成団体からの意見の反映
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応																	
(略)	(略)																		
応急対応期（避難所期）	・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入																		
時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応																	
(略)	(略)																		
応急対応期（避難所期）	・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施（感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入 ※避難が長期間に渡る場合も想定すること (略)	構成団体からの意見の反映																	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
49	(1) 情報収集体制の確立 広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。 また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁<u>との間で被災状況や活動状況について、</u>国の出先機関等<u>との間で</u>道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。 ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度 5 強以上の揺れが観測された場合 ② 圏域内で大津波警報が発表された場合 ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合 ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合 【圏域外で災害発生の場合】 広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度 6 弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。 広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。 また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知事会等と連絡を密にする。 (略)	(1) 情報収集体制の確立 広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。 また、<u>広域連合及び構成団体は、</u>消防、警察、自衛隊、海上保安庁<u>等の部隊の活動状況及び当該部隊が独自に入手した被災状況、</u>国の出先機関等<u>が把握している</u>道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況<u>等について、それぞれの機関と密に連携しながら、</u>情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。 ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度 5 強以上の揺れが観測された場合 ② 圏域内で大津波警報が発表された場合 ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合 ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合 【圏域外で災害発生の場合】 広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度 6 弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。 広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。 また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知事会等と連絡を密にする<u>とともに、DMAT、DPAT、DWAT 等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。</u> (略)	アンケート結果の反映 (発災直後の関係機関による情報共有) アンケート結果の反映 (応援職員の派遣先の調整)
52	② 応援体制の確立 広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。 被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体（以下「応援団体」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。 ア～ウ (略)	② 応援体制の確立 広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。 被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体（以下「応援団体」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。 <u>また、広域連合及び応援団体は、被災府県による応援職員の活動環境の整備が円滑に行えるよう、必要に応じて、宿泊場所の確保等の支援を行う。</u> ア～ウ (略)	防災基本計画の修正 アンケート結果の反映 (応援職員の活動環境の確保)

頁	現 行		改 訂 案		修正内容
55	(被災府県の受援業務)		(被災府県の受援業務)		防災基本計画の修正 アンケート結果の反映 (DWAT との連携強化)
	区 分	主な受援業務	区 分	主な受援業務	
	共通事項	・ 応援の要請 ・ 応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、DPAT、保健医療活動チーム等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による資源の調達・管理 ・ 応援に関する状況把握等	共通事項	・ 応援の要請 ・ 応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（<u>災害派遣医療チーム</u>）、DPAT（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）、<u>救護班等の</u>保健医療活動チーム、<u>DWAT（災害派遣福祉チーム）</u>、<u>災害支援ナース</u>等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による資源の調達・管理 ・ 応援に関する状況把握等	
	他府県等応援要員受入	(略)	他府県等応援要員受入	(略)	
	救命救助・消防部隊受入	(略)	救命救助・消防部隊受入	(略)	
	重症患者広域搬送、医療・保健・介護・福祉支援の受入	・ 保健・医療支援を行う DMAT（<u>災害派遣医療チーム</u>）、DPAT（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）、保健師チーム、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、救護班等の保健医療活動チームの活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等） ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ 介護・福祉支援を行う <u>災害派遣福祉チーム (DWAT 等)</u>等の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等）等	重症患者広域搬送、医療・保健・介護・福祉支援の受入	・ 保健・医療支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、<u>災害支援ナース</u>、救護班等の保健医療活動チームの活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等） ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ 介護・福祉支援を行う DWAT 等の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等）等	防災基本計画の修正
	救援物資受入	(略)	救援物資受入	(略)	

頁	現 行		改 訂 案		修正内容
56	(被災市町村の受援業務)		(被災市町村の受援業務)		防災基本計画の修正 アンケート結果の反映 (DWAT との連携強化)
	区 分	主な受援業務	区 分	主な受援業務	
	共通事項	・ 応援の要請 ・ 受援班／受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、DPAT、保健医療活動チーム等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による適切な資源管理 ・ 受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整 等	・ 応援の要請 ・ 受援班／受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、<u>（災害派遣医療チーム）</u>、DPAT、<u>（災害派遣精神医療チーム）</u>、<u>救護班等の</u>保健医療活動チーム、<u>DWAT（災害派遣福祉チーム）</u>、<u>災害支援ナース</u>等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による適切な資源管理 ・ 受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整 等		
	他市町村等応援要員受入	(略)	他市町村等応援要員受入	(略)	
救命救助・消防部隊、医療・保健・介護・福祉支援の受入、重症患者搬送	・ 応援部隊の応援要員の受入調整 ・ 応援部隊の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 被災府県保健医療調整本部と連携した保健医療活動の調整 ・ 保健・医療支援を行う DMAT、<u>（災害派遣医療チーム）</u>、DPAT、<u>（災害派遣精神医療チーム）</u>、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チームの現地活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整） 等	・ 応援部隊の応援要員の受入調整 ・ 応援部隊の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 被災府県保健医療<u>福祉</u>調整本部と連携した保健医療活動の調整 ・ 保健・医療・<u>福祉</u>支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チーム、<u>DWAT、災害支援ナース</u>等の現地活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整） 等			
66	2 応援・受援シナリオ		2 応援・受援シナリオ		アンケート結果の反映 (応援職員の派遣先の調整)
	広域連合は、被災地の被害状況に応じ、原則として、現地支援本部・現地連絡所を <u>発災後概ね3日以内に</u> 設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う。		広域連合は、被災地の被害状況に応じ、 <u>速やかに総務省、関係団体と調整の上、</u> 原則として <u>発災後概ね3日以内に、</u> 現地支援本部・現地連絡所を設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う。 <u>支援にあたっては、「応急対策職員派遣制度」による総括支援チーム及び対口支援団体と円滑な連携を図る。</u>		
	広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。		広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。		
68	(略)		(略)		
	＜現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目＞		＜現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目＞		
	ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領 (ア) 業務内容 ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。 (イ)～(ウ) (略) イ (略)		ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領 (ア) 業務内容 ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告 ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告 ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、<u>令和6年能登半島地震</u>などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。 (イ)～(ウ) (略) イ (略)		

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
76 ・ 77	(1) 被災構成府県の対応 ① 応援要請 被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。 また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>により被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。 ② 応援職員の受け入れ 被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、<u>必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</u> ③ (略) (2) 広域連合・応援団体の対応 ①～② (略) ③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保を要請する。 広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。 また、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。 ④ (略)	(1) 被災構成府県の対応 ① 応援要請 被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。 また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて<u>応急対策職員派遣制度</u>により被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。 ② 応援職員の受け入れ 被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保等の応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。</u> ③ (略) (2) 広域連合・応援団体の対応 ①～② (略) ③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保を要請する。 広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。 また、<u>応急対策職員派遣制度</u>による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。 ④ (略)	修正もれ 防災基本計画の修正アンケート結果の反映（応援職員の活動環境の確保） 修正もれ

頁	現 行					改 訂 案					修正内容
79 ・ 80			生活の状況	必要な対応 (略)	広域連合の対応			生活の状況	必要な対応 (略)	広域連合の対応	構成団体からの意見の反映
			5 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	5 医療・健康 ・救護班等による診察 ・保健師等による健康調査・保健指導・健康相談及び処遇調整、家庭訪問 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活・居住環境・衛生環境の改善 ・DPAT 等による地域精神医療の補完、こころのケア相談 6～7 (略)			5 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	5 医療・健康 ・救護班等による診察 ・保健師等による健康調査・保健指導・健康相談及び処遇調整、家庭訪問 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活・居住環境・衛生環境の改善 ・DPAT 等による地域精神医療の補完、こころのケア相談 <u>・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有</u> 6～7 (略)			
	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	安定期	1～4 (略) 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT 等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援		避難所期・被災直後の一時的な生活空間	安定期	1～4 (略) 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT 等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 <u>・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有</u>		構成団体からの意見の反映